

(独) 国立公文書館の令和 6 年度事業計画 (案) について

令和 6 年 3 月
公文書管理課

標記について、主務大臣(内閣総理大臣)が指示した「年度目標」を踏まえ、国立公文書館は「事業計画」(年度目標を達成するための計画)を作成し、主務大臣が認可を行う必要がある。

(独) 国立公文書館は、行政執行法人であり、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められているため、「年度目標」と「事業計画」の内容はほぼ同一としている。

【「事業計画(案)」において「年度目標」の内容に追加している部分】

- Y デジタル技術の活用に当たり、国立国会図書館等の先行事例を踏まえること
(1 (2) イ 利用の促進に関する措置))
- Y 同図書館等との連携や DX による業務の見直し・効率化等を進めること
(2 業務運営の効率化)
- Y 事業計画予算、収支計画、資金計画の案 (3 財務内容の改善)
- Y 財務内容の改善 (3)、その他業務運営に関する事項 (4) の細目